

平成 26 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 2 回臨時会	2 月 14 日	開 会
	2 月 14 日	閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 26 年 2 月 14 日（金曜日）

第 2 回南三陸町議会臨時会会議録

平成26年第2回南三陸町議会臨時会会議録第1号

平成26年2月14日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町	長	遠藤 健治 君

総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	千葉晴敏君
産業振興課長	佐藤通君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋一清君
建設課長	三浦孝君
危機管理課長	佐々木三郎君
復興事業推進課長	及川明君
復興用地課長	佐藤孝志君
復興市街地整備課長	沼澤広信君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤広志君
公立志津川病院 事務長	横山孝明君
総務課長補佐	三浦浩君
総務課上席主幹 兼財政係長	佐藤宏明君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	芳賀俊幸君
生涯学習課長	及川庄弥君

事務局職員出席者

事務局長	阿部敏克
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	三浦勝美

議事日程 第1号

平成26年2月14日(金曜日)

午前10時00分 開会

第1 会議録署名議員の指名

- 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 議案第 7号 工事請負契約の締結について
 - 第 6 議案第 8号 工事請負契約の締結について
 - 第 7 議案第 9号 工事請負変更契約の締結について
 - 第 8 議案第10号 工事請負変更契約の締結について
 - 第 9 議案第11号 工事請負変更契約の締結について
 - 第10 議案第12号 工事請負変更契約の締結について
 - 第11 議案第13号 工事請負変更契約の締結について
 - 第12 議案第14号 工事請負変更契約の締結について
 - 第13 議案第15号 災害公営住宅整備に係る業務施行に関する協定の締結について
 - 第14 議案第16号 財産の取得について
 - 第15 議案第17号 財産の取得について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

大変な記録的な大雪の後の悪路の中をご苦労さまでございます。第2回臨時会、本日もよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第2回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、2番佐藤正明君、3番及川幸子君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成26年第2回臨時会を招集をいたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

第1回臨時会以降の行政活動の主なものについて、ご報告を申し上げます。

初めに、先月29日に実施した平成25年度原子力防災訓練についてご報告を申し上げます。

本町の区域の一部が原子力災害対策における緊急時防護措置準備区域に含まれたことを受け、昨年度において関係機関との通信訓練のみを実施しておりました原子力防災訓練について、本年度は宮城県及び本町を含む3市4町の主催により関係機関との連携・協力体制の確立、緊急時初動対応能力の向上を重点目標として掲げ、55の関係機関、計850名が参加をし、実施をいたしました。

宮城県沖で地震が発生し、定格熱出力中の東北電力女川原子力発電所3号機において原子炉が自動停止した後、全交流電源の喪失、原子炉冷却機能の喪失により全面緊急事態に至る等とした想定のもと、本町では午前8時30分の地震発生後、役場庁舎内への地震災害警戒本部の設置から地震・原子力災害警戒本部への編成がえ、さらには原子力災害対策本部の設置・運営訓練を行い、各種通報の受信・発信といった初動対応のほか、首相官邸を模擬した原子力規制庁緊急時対応センター、女川暫定オフサイトセンター、宮城県庁及び関係市町をつないだテレビ会議への参加等といった訓練を実施したところであります。

加えて、仙台市内において実施された緊急時モニタリング訓練及びオフサイトセンター内における現地本部運営訓練には、実際に職員を派遣し、現地での活動に参加させたところであります。

現在、本町防災会議において、昨年3月に作成の原子力災害対策編を含め、地域防災計画全編について見直しを進めているところであり、今後原子力災害対策については広域避難等に向けた具体の調整を進めるなど、町民皆様の命を守るための取り組みを引き続き展開をしてまいります。

次に、災害時における相互応援協定の締結についてご報告を申し上げます。

今月4日、長崎県南島原市役所において、本町に対し職員派遣等の応援を継続して行っている南島原市様との間による「災害時における相互応援協定」を締結いたしました。

この協定は、大規模災害等の発生時において相互に協力し、被災した相手方の早期の応急・復旧対策の展開に資することを目的として締結したものであり、同様に本町が相手方を一の自治体として締結する相互応援協定のうち、消防の相互応援協定を除いては山形県庄内町様

との締結に続く2例目となるものであります。

今回の相互応援協定の締結は、南島原市様からお声がけをいただき実現したものであります。こうした協定の締結は本町震災復興計画において「絆・感謝プロジェクト（応援自治体との交流・連携）」として掲げる取り組みの一つでもありますことから、今後におきましても本町がなし得る役割等を見据えた上で、町民皆様の安全・安心な暮らしにも資する各種協定の締結等を積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。町長の行政報告に対し、伺いたいことがあれば休憩間に伺ってください。

午前10時05分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。ございませんか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

日程第5 議案第7号 工事請負契約の締結について

日程第6 議案第8号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第7号工事請負契約の締結について、日程第6、議案第8号工事請負契約の締結について。

お諮りいたします。以上本2案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は一案ごとに行います。

職員をして本議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました、議案第7号及び議案第8号の2議案、工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本2案は、東日本大震災に被災した津ノ宮・折立漁港及び滝浜漁港、藤浜漁港、長清水漁港及び寺浜漁港の防波堤、護岸、船揚場の復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私のほうから細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料をもとにご説明を申し上げたいと思います。

初めに、議案第7号工事請負契約の締結についての説明をさせていただきます。4ページをお開き願いたいというふうに思います。

工事名は、平成25年度津ノ宮・折立漁港防波堤護岸船揚場復旧工事になります。工事箇所は、折立漁港と津ノ宮漁港になります。2漁港合わせまして5施設、復旧延長といたしまして784メートルほどの工事になります。各漁港の工事内容につきましては、4ページに記載のとおりでございます。それから、入札の執行状況につきましては、4番から9番まで記載をしておりますので、ごらんになっていただきたいというふうに思います。

本工事の工期につきましては、本契約締結日の翌日から平成28年2月28日までとしております。

5ページをお開き願いたいと思います。折立漁港の平面図になります。赤で着色した部分が、今回の工事箇所になります。防波堤につきましては、1メートル腹づけをいたしまして、沈下分につきましてはかさ上げをして復旧をするという工法でございます。それから、船揚場及び道路につきましては、震災前の姿に原形復旧をするという内容でございます。

次の6ページをお開きを願いたいと思います。防波堤の標準断面図になります。ごらんのように、1メートル内港側に腹づけをいたしまして、沈下相当量をかさ上げするという内容でございます。

それから、7ページにつきましては、船揚場の標準断面図でございます。

それから、8ページが道路の標準断面となっております。道路につきましては、幅員の5メートルを確保するという内容でございます。

次に、9ページをお開き願いたいと思います。津ノ宮漁港の平面図となっております。大変見にくくて申しわけございませんが、上側が海、それから下側が陸域というような表示となっております。

初めに、左下の細長い部分、これが護岸工の復旧でございます。護岸につきましては、倒壊した区間とそれから残っている区間がございます。倒壊した区間が3カ所、計60メートルほどございますが、これにつきましては被災前の高さに原形復旧をするということでございまして、残っているものにつきましては沈下量に相当する分をかさ上げをして、復旧をするという内容でございます。それから、防波堤につきましては、沈下をしておりますので、その分をかさ上げをして復旧をするという内容でございます。

10ページに護岸工の標準断面がございます。左側の標準断面につきましては、1メートルかさ上げする内容でございます。それから、左側につきましては、ちょっと転倒したような形で載っていますけれども、原形復旧を、前のような形に、高さはちょっと変わりますけれども原形復旧をするということでございます。高さについては、5メートルという高さでございます。これは、T.P.ではございませんので、T.P.に直しますと約4.1メートルという高さでございます。

それから、11ページに防波堤の標準断面でございます。赤く塗った部分、これがかさ上げする箇所になります。

それから、12ページにつきましては、仮契約書の写しが載っておりますので、ごらんになっていただければというふうに思います。

次に、8号議案でございます。

13ページをお開き願いたいと思います。

工事名は、平成25年度滝浜漁港外3漁港防波堤護岸船揚場復旧工事になります。工事箇所は、滝浜、藤浜、長清水、寺浜の4漁港になります。復旧施設は9カ所でありまして、延長は721メートルの復旧工事となっております。入札状況につきましては、4から9に記載したとおりでございます。工期につきましても、契約締結日の翌日から平成28年2月28日となっております。

14ページをお開き願いたいと思います。滝浜漁港の平面図になります。これにつきましても、工事箇所は赤く着色している箇所になります。これにつきましては、防波堤のみの工事でご

ざいまして、復旧延長は記載したとおり113メートルでございます。このうち、約60メートル区間につきましては、1メートル腹づけをいたしましてかさ上げをする。残りの53メートルほどにつきましては、単純にかさ上げをするという施工方法でございます。

次の15ページに標準断面図が載っておりますので、ご確認をお願いをしたいと思います。上の部分の標準断面が1メートル腹づけをして、かさ上げをするという内容でございます。下の標準図が、単純にかさ上げをするという内容でございます。

16ページをお開き願います。藤浜漁港の平面図になります。工事は、防波堤と船揚場の復旧工事になります。船揚場につきましては、原形復旧でございます。防波堤につきましても、沈下量に相当する部分をかさ上げをするという内容でございます。

17ページは、船揚場の標準図でございます。

それから、次の18ページにつきましては、防波堤の標準図となっております。それぞれ赤く塗った部分が今回の施工する箇所でございます。

19ページをお開き願います。長清水漁港の平面図でございます。防波堤が2カ所、それから船揚場、護岸工がそれぞれ1カ所ずつの復旧となります。各施設の復旧延長につきましては、記載したとおりでございます。

初めに、A防波堤でございますが、本体につきましては既に復旧が終わっておりますので、赤い部分、消波ブロックの投入のみの工事でございます。次に、B防波堤でございますけれども、これにつきましても沈下している部分に相当する高さをかさ上げをして、原形復旧することになります。船揚場につきましては、現況、残っている部分はございますが、一旦それを撤去して、震災前の高さに合わせて原形復旧という内容でございます。それから、真ん中ほどに護岸Cというのがございますけれども、これにつきましてはまずかさ上げをして原形復旧ということでございます。

以降、20ページが船揚場の標準図でございます。

それから、21ページがA防波堤の標準でございます。ちょうど赤く塗った部分に消波ブロックを投入するという内容でございます。

22ページがB防波堤の標準でございます。これも赤く塗った部分をかさ上げするという内容でございます。

それから、23ページにつきましては、護岸工のかさ上げでございます。これも同じく赤く塗った部分、単純にかさ上げという内容でございます。

それから、24ページをお開き願いたいと思います。寺浜漁港の平面図でございます。防波堤

と船揚場の復旧となります。復旧数量につきましては、図面の記載のとおりでございます。防波堤の復旧につきましては、船揚場から約60メートル区間につきましては、内港側に1メートル腹づけをした後にかさ上げを行います。それから、先端部分につきましては、沈下量に相当する部分をかさ上げという復旧方針でございます。それから、船揚場でございますけれども、現存施設がございますが、一旦取り壊しをして、震災前の高さに合わせて原形復旧という内容となっております。

25ページに防波堤の標準図がございます。これは、腹づけをする箇所の標準でございます、内港側に1メートル腹づけをした後にかさ上げをするという内容でございます。

それから、次の26ページにつきましては、船揚場の標準図となっております。

27ページが、仮契約書の写しでございます。

以上で細部説明を終了しますが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。ございませんか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この工事請負契約の議案でありまして、漁港の整備と復旧工事ということとであります。この議案、2つまとめておるわけですが、ちょっとこれ副町長かな、お聞きしたいんですが、議案でありますから、この金額でこの業者さんに入札で決まりましたよということで、議会の議決を得なければ執行できないということになっておるので今回出てきておるんですが、それはそれでいいんです。前の臨時議会するときにもちょっと出てきたんですが、後になってこの金額、あるいはこういう工事の内容ではなかなか難しいということで追加あるいは減額、この後の議案にも出てくるんですが、何か特別な想定外のことが起きた、自然災害等も含めてですね。あるいは、基本的な設計外に、調査外に出てきた件であれば、減額あるいは増額等も、これはやむを得ない事案であろうというふうに思っているんです。前回の増額変更契約のときに、副町長のほうから精算という言葉が2回ほど出てきたんですね、精算と。「後で精算したところ」というような話なんですが、この精算という言葉ということで増額なり減額がどのようなことでできるのか、そういったものをお聞かせいただきたい。

この入札執行に当たって、そういった精算するときにそういった問題が起きないということとやっているんでしょうけれども、起きる可能性もあるということも想定できるんですかね。その精算する際の、先ほど言ったように自然災害あるいは調査外、想定外のことであればこ

れは仕方がないんですが、この精算するとき認められる範囲というのはどういうものなのかですね。その辺、お聞かせいただいとかないと、後々何か出てきたときに、私たちはこれでよしとして議決するわけですから、可決になるか否決になるかまだわかりませんが、そういう責任も持ってこの議案の議決に臨むわけですから、そういったこともわからないで、ただいいですよというわけにはいかない。我々の職責として、二元代表制の議会としての職責からして。その辺のところをお話していただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 前回、いろいろご指摘をいただいた折に、どうしてもいろいろこういう土木、特に土木工事になりますと想定外の部分、当初設計と若干違う部分が出てくることにも当然対応しなきゃいけないということで、増減等も含めてあり得るというお話を申し上げて、その際、言葉として精算という言葉で表現をさせていただきましたけれども、本来、精算的な契約というのはあり得ないわけですから、そこは必ずしも適切な表現ではないというふうに今思っておりますので、そこは撤回といいますか訂正いたしますけれども、ただ実際、どうしてもある一定の工期の中で当初見積もった設計と現場施工の間で、いろんな諸課題に対応するために当然調整が出てくると。そういった中で、最終的にいろんな工種も含めて調整をした上で当初契約等の中で増減が出てくるということについては、一定のご理解をいただいているというふうに思います。

議会として、当然、現時点でただいま上程をされている議案についてご決定をいただくわけでございますけれども、現時点では発注者側といたしましては、当然きちっと現場を調査した上で、この内容で工事の施工をしたいということで発注をいたしておるわけでございます、この先想定外のものが出てこないとも申し上げられませんし、願わくばこれでやっていくということでご決定をいただきたいというふうに思うわけでございます。

質問にありましたように、今後どのような内容のときにいわゆる過誤調整をするのかということでございますけれども、申し上げるまでもなく、全ての契約というのは発注者側と受注者側というのは常に対等な立場でございますので、当初において発注した内容に変更があれば、基本的には金額の多寡にかかわらず、それは増減という形で契約の見直しをするというのが原則だろうというふうに考えてございます。したがって、何%以内とか何十パー以内ということではなくて、常に対等な立場で施工中における諸課題等の状況を勘案しながら、その範囲内で調整が可能であれば、当然内部の設計変更という形で調整しながら工事を進めてございますけれども、金額そのものに影響が出てくるような内容であれば、増減があり得

るということでございます。

前回お話ししましたように、変更契約、この後の議案で出てまいりますけれども、いろんな変更契約等、議会の議決等にかかわる問題でございますけれども、それが合法的だという部分の捉え方を私どもはいたしてはございませんけれども、ただ事実、どうしてもそういうような、ある一定の時期の調整の上でそういった決定をせざるを得ないというのも事実だという意味で、精算的な形での契約の見直しをするということで、精算という言葉を使わせていただいたわけでございますので、今後そういった部分が表というか、外部での現場での仕事が大変多くなってございますので、できるだけ当初設計においてはあらゆる諸条件を考慮しながら見積もり積算をしておるわけでございますけれども、想定外のものもあり得るということでございますので、今後そういった場合の取り扱いにおける議会との関係については、別途いろいろ協議をさせていただかなければならないような問題、課題かなと。

当然、議会としては条例規定に基づいて議会の議決に付しているわけございまして、それを変更するわけでございますから、所定の手続をとる必要というのは我々も十分認識をしております。ただ、そのタイミング、内容、そういったものについては、いろいろ別途、議会の皆さんともご相談を申し上げさせていただきたいなというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） その出すタイミング、時期ですよ。ぎりぎりになってどうしようもならないということではなく、そのわかった段階、時期でやはり出すべきであると思いますし、またその問題は内容なんですね、内容。その辺もやっぱりきちんとした、納得ができるような内容説明であればいいんですが、やっぱり入札にかけるまでには各業者からの積算なり見積もりなりをとっているわけでしょうから、それを踏まえての入札執行であるでしょうから、それからかけ離れる、先ほども言いましたように、何か特別にやっていたら石ころが出てきたとか自然災害によって余計な経費がかかったとか、これは致し方のない、設計以外のことでありますからいいんですが、その積算書、見積書の範囲の中での変更、それはちょっとどうなのかなという感じなんですよ。

ひとつ、今後もしいろいろと工事が多くなってくるといでしょうから、我々もこの議決という責任の上でやっていかなきゃならないものですから、何でもいいというわけにはいかない。執行部から出されたものは何でも異議なく賛成、何でもいいですよ。そのために来ている我々ではないんですから。賛成するために当選させてもらったわけでもないんですから、そこはわかってもらいたい。反対するために出てきているわけでもない。そのところをきちんと議

会と執行部とのかかわり、これをきちんと明確にしておきたいということによって終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

参考資料の5ページなんですけれども、折立漁港の船揚場が載っているんですけれども、これ約71メートルぐらい多分あると思うんですが、ここに船が何隻ぐらい揚げられるのか。そして、現在、折立地区で漁業をなさっている方が何件ぐらいあって、何艘利用するのか。当然、これぐらいの規模をかけてやる工事ですので、把握していると思うので、そのところをお聞きしたいと思います。

それで、ほかの漁港もそうなんですけれども、船揚場を利用する際の取り決めというんですか。誰が利活用の責任団体というか、あれば教えていただきたいんですけれども。ただ、町は整備するだけでそれで終わりというのも変な言い方ですけども、そこまでの管轄なのかどうかもお聞きしたいと思います。

それから、第3点目なんですけれども、折立、津ノ宮、滝浜、藤浜、長清水の復旧工事なんですけれども、実は私の地区、在郷地区なんですけれども、在郷地区にも震災前は船を揚げるところがあったんですけれども、今回の震災ですっかり様変わりして、もう跡形もない状況なんです。この在郷地区に関する、これ復旧になるのか新設になるのかわからないんですけども、そういった計画というか考え、当然漁業する人の人数も減ってきて、漁港の集約という言葉も町長から聞こえてくるんですけれども、時折答弁として。私思うには、今回、在郷地区は瓦れきの処理で貢献したものですから、例えばゼネコンさんにご褒美ではないですけども、復旧する際に簡易的な状況に海岸線というかを少しやってもらってもいいんじゃないかというふうな変な思いがあるんですけれども、そういった考えがあるかどうか一応お聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 船揚場、53メートルの復旧になります。それで、1隻当たりの所要幅といいますか、約2.5メートル必要でございますので、約21隻船揚げが可能だというふうに考えられます。

それから、漁業者、今3世帯くらいしか多分この場所での経営はなさっていないと思いますが、ただ今現在、河川に大分係留している船がございます。いずれバック堤ができますと、あの場所にこれまで、震災前もそうだったんですけれども、係留ができなくなるという状況

も考えますので、今回あくまで災害復旧で原状復旧でございますので、いずれ21世紀までは可能な漁港として整備をしていくと。その後の利用の仕方については、さまざまなこれから漁協を再開する人たちの状況を見ながら、利用方法については考えていきたいというふうに思っております。

それと、これ以外の船揚場等の利用の仕方でございますが、基本的にはこれまで各地区には契約等々がございましたので、そちらのほうにお願いをしているというような状況でございます。直接町が行って、ここに誰その船を引きなさいとかという指導はしておりません。

それから、在郷地区の船揚場でございますが、あの部分につきましてはたしか海岸保全の附帯施設だかちょっと河川の附帯、ちょっとど忘れいたしましたけれども、いわゆる土木事務所のほうで復旧に合わせて一定の整備をするというふうには聞いております。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 折立に関しては、3世帯ということなんですけれども、こういった復旧だからといって、原状復旧なんだろうけれども、そういった手を利用する規模に合わせる復旧とかというのはできなかったのかということをお聞きしたいと思います。

あと、船揚場の利用なんですけれども、やはりこれ漁協とか町とかじゃなくて、先ほど課長答弁したように、地区の契約とか取り決め、暗黙の了解みたいなやつでやっているんでしょうけれども、なかなか私ごとでなんなんですけれども大変な思いをしているものですから、私自身が悪いんでしょうけれども、もう少し利用のガイドラインみたいなやつとかを決めることはできないのか、もう1回お伺いしたいと思います。

あと、在郷地区なんですけれども、土木で検討とか、そこをもう少し詳しくお聞きできればと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 3点ございました。

1点は、その復旧規模の決定の仕方といいますか、それについてどうなのだという事なんですけど、基本的には原形復旧が災害の場合原則でございます。ただ、その場合、明らかに明白な事実があればそれに基づいて復旧規模を決定することもできないことはないんですが、ただ今の状況の中で、先ほど3件漁業をしている、営んでいるというご回答を申し上げましたけれども、ただ今後ふえる可能性があるのかなのか、今の段階ではなかなか推計ができないという状況がございます。それと、河川に現実に船を係留している人たちもおります。

その人たちの動向がどうなのか。それから、今回戸倉地区に高台移転、防集団地ができますけれども、その方たちがじゃあこれまでどおり地元のほうに、これまで住んでいた地区のほうに船を置くのか、それとも近場に置くのか、その辺の当然検討もしなければならないんですが、それがまだ明確になっていないということでございますので、基本原則に従って原形復旧ということで決定をしているところでございます。

それから、2点目の利用に伴うガイドラインということですが、町で漁港管理条例なり利用条例みたいなをつくれればよろしいんでございますけれども、なかなかそういう規則をつくと逆に使いづらいという事例が生じる可能性がございますので、ここは逆にこれまで長い歴史の中で船揚場の位置とか利用状況、それぞれの地区でルール化があったと思います。それを町が否定するわけにもいきませんので、町とすればこれまでどおり皆様のコミュニティの中で円滑な利用を図っていただければというふうに考えております。

それから、在郷地区でございますけれども、基本的にバック堤ができますと管理用通路が計画をされております。その管理用通路を使いながら、船揚場のところまで行けるといような計画となっております。それと、船揚場については、高さの問題があるんですが、要は若干その構造物がまだ残っていますので、それを利用した形で復旧できるのか、それともまた取り壊して新たにつくるのか、そこも今検討をしているというふうに聞いております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） じゃあ、船揚場についてなんですけれども、河川へ係留している船の、それが使えなくなるというときに、どのような形で普通の船揚場に利用させるのか、もう1回お聞きしたいと思います。

あと、それに関連なんですけれども、その船揚場の需要なんですけれども、規則をつくと使いづらいということなんですけれども、私思うには、今回高台移転でその地区に住む方が若干移動するというか、漁業をする方たちは個別移転でその地区に住むということも多いみたいなんですけれども、なるべく使いやすいような近場の船揚場が利用しやすいような形にするのもいいんじゃないかと思います。確かにコミュニティも大切でしょうけれども、コミュニティが強過ぎるといふ言い方も変なんですけど、そうするとせっかく近くに住んでいても以前の別のほうの船揚場を利用するということにもなると思うので。

それはなぜかと申しますと、皆さんワカメとかホヤ、ホタテ、銀鮭とかの養殖その他本格的な漁業をしている方と、私みたいに開口とかにしか行かないような準組合員のような方も大分いると思うので、そういった人たちの便宜も図れるように、空きのある船揚場はなるべく

使えるような形に町、漁協、あとコミュニティーの地区の契約の方たち、その契約もこの震災によって大分変化が伴っているみたいなので、今後、今回課長に言っていいのかなんですけれども、検討する余地はあると思いますので、こういった高額な予算を使って戸倉地区の復旧をしていただくものですから、使うほうとしてもなるべく使いやすいような方向に持って行っていただきたいと思います。

あと、在郷地区なんですけれども、在郷地区にかかわらず、現在、川口に何か所か水門がそのままになっているんですけれども、その水門は今後どうなるのか。震災遺構のような形で見ることもできるんでしょうけれども、今後のその水門の対処というか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 3点でございます。河川への係留でございますが、基本的に、原理原則から申せば、河川には船を係留することができないというのが原則でございますので、当然今回バック堤を整備すればその辺はかなり……。結局、係船環等がつけられなくなりますので、必然的に船の係留ができなくなると。ですから、そうした場合は整備した漁港のほうに船を移動していただくという形になるかと思えます。

それから、私も勉強不足で大変申しわけありません、管理条例がございます。それで、この中で新しく来た方がこういう手続をして船揚場を利用しなさいとうたうのは、私はどうかと思っております。逆に、防集等で来て新しいコミュニティーができるわけですから、そこで一旦リセットしていただいて、ここを希望する方の中でそういう、逆に地域ごとの取り決めをしていただいたほうがスムーズに行くのかなというふうに考えております。

それから、水門でございますけれども、基本的には撤去する方向でおります。ただ、水門、かなり構造が複雑で規模が大きいものですから、単体で取り壊すわけにもいきませんので、バック堤の工事とあわせて取り壊す方向で今進めているところでございます。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩を行います。再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

村岡賢一議員より退席の申し出があり、これを許可しております。

質疑を続行いたします。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

初歩的な質問で申しわけないんですけども、この工事の予定価格というのはどのようにしてつくられていくのかということと、それから今回の入札結果なんですけれども、入札率がどのようになっているのか。先ほどちょっと何かあったようなんですけれども、この入札価格を決定するのに、業者さんというのはどのようなかかわりがあるのか、ないのかということをお聞きします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 予定価格は、基本的には設計額をもとに積算してございます。

それと、今回の入札の落札率でございますけれども、議案第7号の津ノ宮、折立漁港につきましては99.95%。これは、予定価格に対する最低額の入札の札を入れた業者の価格でございます。それと、議案第8号につきましては、滝浜漁港ほか3港につきましては、落札率は99.58%。こういう結果でございました。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 先ほどちらっと誰かの質問で言われていたんですけども、業者さんというのはこの予定価格を決めるのにはかかわらないのが原則なんではないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 事業者と予定価格の関係は全くございませんので、設計額に対する予定価格は町側で決めるものでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第7号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 9 号 工事請負変更契約の締結について

日程第 8 議案第 10 号 工事請負変更契約の締結について

日程第 9 議案第 11 号 工事請負変更契約の締結について

日程第 10 議案第 12 号 工事請負変更契約の締結について

日程第 11 議案第 13 号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第 7、議案第 9 号工事請負変更契約の締結についてから、日程第 11、議案第 13 号工事請負変更契約の締結についてまで、以上本 5 案は関連がありますので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本 5 案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は一案ごとに行います。

職員をして本 5 案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました、議案第 9 号から議案第 13 号の 5 議案、工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本 5 案は、東日本大震災により被災した津ノ宮・水戸辺漁港、ばなな漁港、平磯漁港、藤浜漁港及び長清水漁港の各漁港施設の復旧工事に係る請負契約について、請負金額を変更する必要が生じたことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私のほうから議案第 9 号から 13 号までの工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

初めに、議案第9号について説明をいたします。

工事名は、平成23年度津ノ宮・水戸辺漁港物揚場復旧工事でございます。

平成24年8月29日に6,300万円で株式会社高野組と工事請負契約を締結をしておりました。今回、請負契約を114万7,650円を増額し、契約金額6,414万7,650円に変更するものでございます。

主な変更事項でございますけれども、物揚場の復旧工事によりまして既存の防舷材がございしますが、それを再利用することで当初は考えておりましたが、工事を取り外しをして調査をしたところ、劣化それから損傷が著しくて再利用が不可能というふうに判断をされたため、新規の材料を購入して施工することになりました。2カ所合わせて54基ほどございます。が主な変更点でございます。

なお、変更契約書の趣旨につきましては、議案関係参考資料の28ページにありますので、ご確認をお願いをしたいというふうに思います。

次に、議案第10号でございます。

工事名は、平成23年度ばなな漁港道路護岸用地復旧工事でございます。

平成24年12月17日に1億1,235万円で株式会社阿部伊組と請負契約を締結しておりました。今回、請負金額を3,853万7,100円減額し、7,812万900円に契約金額を変更するものでございます。

主な変更事項は、名足・中山地区の背後地区の舗装工事の数量を縮小するものでございます。背後地につきましては、かさ上げ工事後に全面舗装を計画をしておりました。しかしながら、今般、防波堤工事が発注をされたことに伴いまして、工事で使用する資材置き場、それからブロック製作ヤードが背後地以外に適地がなく、舗装工事の施工が不可能になったことから減工とするものでございます。さらに、道路護岸工の高さの変更を行いました。これによりまして、生コンクリートが約100立米少なくなったということで、減額ということでございます。

なお、今回施工しなくなりました舗装工事につきましては、防波堤工事の終了後に改めて工事を施工するというように考えております。

議案関係参考資料の29ページをお開き願いたいと思います。中山地区の平面図が載っております。今回、施工しなくなった部分につきましては、赤く着色をしている箇所、ここの舗装工、かさ上げは終わっていますが、舗装工を今回減額すると。

それから、護岸の高さを変えた部分が左側に載っております。護岸となっております。66メ

一ターほどでございますけれども、現場高、当初は約2メートル80ございました。本来、ここは護岸でございますので船の係留はできないんでありますが、港内が狭いということで、地元のほうではここに船を係留しているということで、ここから、船から陸側に乗り入れをしている関係上、2メートル80ございますと、ほぼ乗り入れが不可能になるということでございますので、40センチ低く施工したものでございます。

同じく、30ページをお開きいただきたいと思います。名足地区の平面図になっております。これにつきましても、赤く着色した部分が今回舗装工をしない部分でございます。それから、道路高につきまして、これまで物揚場の水たたきの高さと同様の高さ、約30センチほど段差がございました。作業上、段差がないほうが非常に都合がいいという地元からの意見もございまして、この段差をなくしまして、水たたきと同じ高さにしたということで、その分の工事費が軽減されたということでございます。

31ページは、仮契約書の写しでございます。

それから、議案第11号についてでございますが、工事名は平成24年度平磯漁港物揚場復旧工事でございます。

これにつきましても、平成24年9月19日に8,085万円で株式会社佐千代組と請負契約を締結しておりました。今回、請負額を344万9,250円減額し、7,740万750円に契約金額を変更するものでございます。

主な変更点でございますが、被災前の物揚場の高さは2.5メートルございました。通常、標準的な高さは2メートルでございますので、約50センチもともと高い物揚げでございました。このまま復旧をいたしますと、船の小型化も伴いましてかなり利用しづらいということでございますので、2.5メートルから2メートルに低くいたして施工したところでございます。これによりまして、生コンクリートの量が約30立米ほど少なくて済んだということで減額となっております。

議案第12号でございます。

工事名は、同じく平成24年度藤浜漁港物揚場復旧工事でございます。

平成24年9月19日に5,985万円で株式会社丸正工業と請負契約を締結をしておりました。今回、請負額を232万8,900円を減額し、5,752万1,000円に契約金額を変更するものであります。

主な変更事項でございますけれども、物揚場工事に1メートルほど腹づけをするわけでございますけれども、型枠設置の工法を変更しております。具体的に申し上げますと、当時、物揚場付近につきまして、全て水没をしているということで、陸上からの施工は不可能だとい

う判断をしておりました。それで、型枠の据えつけにつきましては海上施工ということで考えておりましたけれども、追加工事で背後地のかさ上げを発注したことにより、盛り土を先行させて足場を確保して、それにより陸上施工が可能ということになりましたので、その分、経費が安くなったということでございます。型枠面積が258平米ございましたが、1平米当たり約9,000円ほど安く済んだということで、230万円ほどの減額ということでございます。

それから、議案第13号でございます。

工事名は、平成24年度長清水漁港防波堤復旧工事になります。

平成24年11月9日に6,615万円で、株式会社須藤建設と請負契約を締結しておりました。今回、請負金額を309万150円を減額し、6,305万9,850円に契約金額を変更するものでございます。

主な変更点につきましては、当初根固めブロックの撤去、再設置を計画しておりました。工事に当たりまして、瓦れき等の撤去をし現地を再確認したところ、撤去、再設置の必要がないということになりましたので、根固めブロック92基の撤去、再設置費用を減額するものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。1 番後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） 今、5 議案についてご説明いただきました。ちょっと専門的な分野が多いのと、あと発言が不明瞭というか、私の耳が悪いのかちょっと何とも言えないんですけども、ちょっと確認させていただきたい……。私もろれつ回っていませんね。いただきたいことがございますので、聞かせていただきたい。

9 号の津ノ宮・水戸辺は、ちょっと詳細な資料が添付されていないので、口頭での説明を聞いた範囲をもう一度確認させていただきたいんですけども、消波ブロックですか。消波ブロック。防舷材。わかりました。防舷材ですね。これが、再利用が不可能だということが後から判明したために増額ということですね。

10 号の議案は、ばなな漁港ですけども、添付の資料が2 部あって、そちらの分は防波堤の工事に伴う資材の置き場所がなかったの、その分の舗装を後回しにするというような説明があったかと思うんですけども、その部分がこの添付されている資料の用地ということでいいんですかね。その後、道路からの乗り入れが難しいので、高さを変えたというような説明があったかと思うんですけども、それはどこを指しているのかというのがちょっと私

理解しかねましたので、もう一度ご説明いただければと思います。

11号、12号、13号は、一応確認のためにもう一度発言させていただきますけれども、11号は物揚場の利便性を考えて高さを変更したと。12号は、施工方法が工程の順番を入れかえて、海上施工を予定していたものを陸上から施工できるようにしたので減額になった。13号が、根固め用のブロックが調べてみたら利用可能だったので、その分の資材費が浮いたというようなご説明だったかと思うんですけれども、ちょっともう一度確認のため、以上ご説明いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） では、5点ございました。

1点目が、防舷材。これが物揚場としますと、この位置にゴムの製品をつけております。それで、船とコンクリートが直接当たらないように、クッション材ですね。クッション材をつけているというようにご理解していただければと思います。それが、当初につきましては、国の査定もそうなんですけれども、再利用可能であろうというような判断をされていたところでございます。基本的には、外してみないと使えるかどうかわからないものですから、当初国の査定どおり発注をさせていただいたというところでございます。工事の中で、実際に取り出してみると、かなり劣化をしている。特に、ボルト締めのところはかなり弱っております。最悪にはボルトで締めても繊維層が抜けてくるということが考えられましたので、ここは県のほうとも協議しまして、新しい製品を入れたほうがいだろうということで、54基ございますけれども、すべて新規の製品とかえたところでございます。

ちなみに、1基当たり20万円ほどかかりますので、結果的に115万円ほどでございますので、6基分事業費が不足したということになります。

それから、ばなな漁港でございます。基本的には、発注工事を守れば、ここを全部舗装して、地区外でブロックの製作なり、それから資材の置き場を確保するのが一番理想的なことでございますけれども、残念ながらそこら辺が確保できなかったということで、工事を一旦中止をいたしまして、赤く塗った部分でブロックの製作なり資材を置くスペースとして利活用せざるを得ないということで、舗装してからそういう作業をしますと舗装が壊れるということですので、今回は舗装を一番最後に回したいということでございます。

それから、11号につきましては、ご意見のとおりでございます。2メートル50ですと、大潮のときと比較しますと約2メートル50の海面からの落差が出ます。それで、普通、開口に行く小さい船ですと小縁までの高さが約40か50だと思っておりますので、どうしても小縁に立って

も2メートルの落差があるということで、普通に考えればおかに上がることはできない高さになりますので、それで50センチを下げて2メートルで施工したということでございます。

それから、12号につきましては、最初に水没をしている状態ですので、当然陸上からできなかったのもので、最初に後から出した工事を先行させて水没しない盤をつくって、そこに重機を持って行って型枠の設置をしたということで、当然金額がかなり違っておりますので、その差額が出たということでございます。

5つ目につきましても議員の発言のとおりでございます。当初はそこになくなっていくだろうと推定をいたしまして工事を発注したところでございます。工事の中で、散乱しています瓦れき等を撤去しながらブロックの確認をしたところ、ほぼブロックが残っていると。そのため、撤去それから再設置の必要がないだろうということで、その分の工事を減工したという内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 詳しい説明で大体の概要を理解させていただきました。

お伺いしたいのは、先ほどの別の議案の案件でも、変更契約を結ぶ場合に、事前にどの程度想定し得る、その工法の変更であるとかというものをなるべく事前に把握しておいて、後々の変更が出ないようにすべきではないかという趣旨の意見があったかと思うんですけども、瓦れきをよけてみたらブロックが使えたとか、防舷材を外してみたらやっぱりこれは使えなかったねというのは、それは現場で判断することで、それは致し方ないのかなと私個人的には思うんですが、10号の背後地に本来は置く予定だったものが、確保ができなかったというようなご説明でしたけれども、なぜその土地が確保できなかったのかということと、その背後地を、資材を置く場所が当然工事をしていく上で必要になるということは事前に想定できるのではないかなと私は思うんですが、そこの対処はどのように行われたのかということをご説明いただきたいということと、11号議案の物揚場の高さを変更するということに、当初想定していたそこで使われるであろう漁船の大きさが、実はもっと小さくて、本当はもっと小さい船が使うような物揚場だったので、高さを変更したというようなご説明だったかと思うんですけども、やはりそれも事前にある程度わかることなのではないのかなと思いますので、その2点についてだけお話いただける範囲でご説明いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 1点目が土地の確保ということでございますけれども、基本的には工事、議員がおっしゃるとおり工事が始まる前に土地を確保して、それから工事が発注とい

うのが、これは基本的なことだと思っております。そこで、背後地、宅地であったり農地であったりさまざま土地が現場にはかなりあるわけでございますけれども、たまたまそこがこれから防集の残土置き場所であったり、それから個人の方が利用する計画があったりして、我々の思いとやはり実際の所有者の方の思いは若干ずれがあったということで、普通に考えれば水没した土地なので貸していただけるだろうという、安易な気持ちかもしれませんけれども、そういう形で当初は考えていたということでございますが、ただ時間もたっておりますのでそれぞれやはり個人の方も利活用を考えていたということで、町の考えと個人の考えがちょうどマッチしなかったということで、なかなか適地が見つからなかったという状況でございます。

それから、高さの問題でございますけれども、これまで応急工事として本復旧と同じような高さのものをつくらせていただいております。それで、いずれその中で事前にご意見をいただいた地区もございまして、そうでない地区もございまして、実際にこれがこの高さで全面的に復旧をするということになって、初めてそれでは都合が悪いという意見が出てきているのが大多数でございます。当然、20メートル区間しか応急復旧していませんので、それ以外は従前の高さなんですね。逆にそれがちょうどいいといいますか、そのくらいの高さだったんだろうと思います。ちょうどほかの、2メートルですとほぼ水没するくらいなんです、50センチ高いと水没しないくらいの高さですので、非常に小さい船からの乗り入れは本当にまたぐような形でできたと。それが、全面的に1メートルも高くなってしまうと、なかなかこれからの活動を考えると難しいということを経験して初めて工事説明会の中で出されているということで、それで変更したということでございます。

確かに、その辺も少し丁寧にご説明をして事前にご理解をいただければ、こういう変更もなかったかなと、その辺は反省をしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 10号の議案の背後地の関係については、あり得ることだというのは説明を受けて感じます。震災直後、町がその工事を発注する場合の状況と現在の状況が変わってきていて、所有者の方のご協力を得られなかったと。11号の議案に関して言えば、復旧が必要ない高さに合わせて復旧しようと思っていたら、実際に使う方からの意見を踏まえて高さを低くして、より利便性の上がる形に工事をしようという趣旨の変更であると今理解いたしましたので。

今、答弁の中で、反省すべき点があるかと思っておりますという発言を受けましたので、今後も単

なる復旧……。原状復旧という言葉がどうしても頭について、その原状復旧という言葉聞くだけで、地元で生活している我々としては、そこまでしかやってくれないんだというある種の諦めのようなものが空気として町内に蔓延してしまっているという現状もあるのかと思います。そうではなくて、現状に即した変更を加えながら、単なる原状復旧ではなくて、復興への工事をこれからも行っていこうという決意のあらわれだと私信じたいと思いますので、その点、もう1点だけ念を押ささせていただいて発言を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 答弁ないの。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 大変な励ましのお言葉をいただきまして、ありがとうございます。これからも丁寧に説明をして、なるべくそういう変更のないような形で事業の執行に当たっていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 請負変更契約の5件のうち3件、これ物揚場ということなんですが、この3件ならず、これまでもその工事を進めてきた中で、物揚場には物を上げ下げするクレーン設置されているところがあったかと思うんですが、このクレーンの取り扱い、多分物揚場を復旧していくには腹づけしているはずですので、クレーンの使用に支障が出てきているのではないのかなと思うわけでございますが、その辺でのクレーンの取り扱いはどのようになっているのかご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回の箇所にはあったかどうか記憶ちょっとないんですけども、議員おっしゃるとおり1メートル腹づけをしたことによって腕が届かない、短くなると。結果的に短くなって、荷物の上げ下げにちょっと支障がある地区もあるように聞いております。それで、ちょっと今つくった業者のほうと相談をしております、単純に1メートル今ある腕に継ぎ足してやれるのか、または腕そのものを取りかえてやらなきゃならないのか、ちょっと今検討をさせていただいているところでございます。

どういう結果になるか、一定の金額がかかるもんですから、その金額をもってちょっと地区のほうと相談はしたいと思っております。原因者が町だといえど町なので、なかなかどういう取り扱いをしたらいいか。ただ、ものが占用物件ということになっているので、なかなか町のものであれば町のほうで補修をして対応できるんですが、基本的には占用の場合は改築等があった場合は占用者のほうで負担をするという一つの考え方もございますので、そこはこれから調整をしていきたいと思っております。まずもって、費用を急いで出してご相談をし

ていきたいと思っています。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） とりあえず、町のほうで考えてやっていくというふうなこと。その中で、費用が余りかかり過ぎれば、使用している方々にも負担してもらうというふうな、何かそういうふうな、話の奥のほうにもあるような感じもしたわけですが、それは普通の状況の中で例えば改修、改善していく場合はそうであろうかなと理解するんですが、今回の場合、震災で全体的な漁港の復旧工事、それによってミスマッチといいますか、そういう部分が出てきたわけですから、復旧工事の中にこれも含めてやるべきだと、整備すべきだとそう思うわけですが、それをこれから流れの中で変えていくというようなことには決してならないものと思うんですが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 漁港工事で災害復旧ができますのは、あくまでも町で管理している物件、要はコンクリートでつくった部分だけでございます。それで、作業軽減化施設という施設に表示の上では多分なるんだろうと思うんですが、それについては実はそのための災害復旧もあるようには聞いております。それは、町ではちょっと申請できない部分でございまして、今、時既に遅しでございますけれども、本来であれば漁協さんが適当だとは思いますが、のほうから災害事業の申請をすべきだったんじゃないかなというふうには思います。

ただ、現実的にはそれがもう不可能でございますので、そこは私も今費用がどのくらいかかるかわからないので、ここですぐああだこうだという話はちょっとできないので、大変歯がゆい思いでお聞きになっていると思いますが、こちらも言いたくても言えない部分がございますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） わかるような、わからないようなですね。課長の気持ちも理解する部分もあります。前者と同じように激励をいたします。ぜひそうなるように頑張ってくださいとそう思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

私は、激励の質問ではないんですけども、契約の相手についてちょっとお聞きしたいと思います。

今回、この9号からの議案の変更等は、単独の会社のあれになっていますけれども、ちょっ

とさかのぼるんですけれども、さっきのに。7、8号に関しては、特定建設工事共同企業体ということで、本来ならばしのぎを削ると申しますか、ライバル同士が共同企業体を結成するというこの、工事をする方たちの雇用の確保とかいろいろな関係があるのかとは思いますが、いろいろな要素の中で、以前ですと大手ゼネコンと地元の企業が組むということではあったと思いますが、この地元の業者さんたちが組むということのメリットとといいますか、デメリット等はあるのかどうか。

あと、その地元の企業が組んだことの背景みたいなのを教えていただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 土木工事、特に工事関係を発注するに当たって、その工事の規模、金額に応じて、やっぱり受注できる事業者が決まってまいります。これだけ億単位の事業となりますと、当然クラス的にはSクラスになりますので、なかなか単体事業者だと数も管内にも少ないということもありますし、そうしますとできる限り町内の事業者で対応できる事業にする可能性を探れば、特定JVの参加も当然認めていかなければいけないということもございまして、その時々によってこれは単体でオーケーだろう、これはJVの設立も認めようということで、これまでも推移してまいりました。

当然、町内の事業者が受注すれば、それなりの資金面についても町内に還元されていくわけなので、将来的には町税への還元にもなるということもございまして、経済循環を考えれば当然できるだけ町内の事業者が発注できれば、一番それに越したことはないんじゃないかなというふうには考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の説明で、Sクラスにまで持っていくということでわかったんですけども、私ももうちょっと詳しくお聞きしたいのは、代表構成員という企業が取り仕切るんでしょうけれども、どういった配分でどういった工事とかというのは、各個別ごとの、集めた事業なので予算というのはどうなっているのか。

そして、まとめることによって、多目に予算がとられるとか、あと逆に少な目に予算が計上されて、逆に組んだ業者さんを泣かせるようなことにはならないのかということをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 当然、災害つきの一般競争の公告をする際に、入札参加条件を公告いたします。ちなみに、今回の場合ですと、特定JVについては最少の出資割合も明記して

ございますので、それに対応できない業者は当然参加できないわけでございますので、その辺の心配は町としてはいたしてございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 大体わかりましたけれども、最後に地元の建設業者さんというのは、今何者ぐらいあるのか。その規模等も若干教えていただければ。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 私の記憶ですと、規模はそれぞれ大小ございますけれども、町のほうに指名参加願いを届けておられるのが29者だというふうに記憶してございます。当然、その者によっては、建築だけの業者であったり水道関係であったりさまざまでございますけれども、町の公共事業としての入札参加申請登録しているのは29者。いわゆる町の、町が主催しているわけではございませんけれども、南三陸町建設業協会の会員が29者あったやに記憶してございます。それ以外に、当然ここに事務所を新たに構えて協会に入っていない者も何者か現にあるようでございますので、30者ちょっとになるのかなというように考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第9号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第14号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第14号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第14号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した袖浜地区において実施しております防災集団移転促進事業の造成工事に係る請負契約について、請負金額を変更する必要が生じたことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第14号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

契約の目的につきましては、防災集団移転促進事業（袖浜団地）の造成工事でございます。

当初の契約金額に対しまして420万6,300円を減額するものでございます。

主な変更点、減額の要因でございますが、残土仮置き場が比較的、当初計画より近場に設けることができたということで残土運搬の距離が大幅に短くなったということと、隣接します町道、東山線なんです、その一部におきまして配水計画を見直して側溝の延長が短くなったことが主な原因の要因でございます。

議案関係参考資料の35ページには、変更仮契約書を参考までに添付しておりますので、ご確認をお願いしたいというふうに思います。

以上、細部説明とさせていただきます。ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第15号 災害公営住宅整備に係る業務施行に関する協定の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第15号災害公営住宅整備に係る業務施行に関する協定の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第15号災害公営住宅整備に係る業務施行に関する協定の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した伊里前地区整備に関する災害公営住宅に係る業務施行に関する宮城県との協定の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第15号の細部説明をさせていただきます。

議案書に記載のとおり、本議案につきましては伊里前地区の中学校上団地内、防災集団移転事業の団地内に整備する集合型の災害公営住宅建設の業務施行につきまして、宮城県に委託することの協定を締結するものでございます。

金額につきましては、11億8,675万円でございます。

議案関係参考資料の36ページをお開き願いたいと思います。

事業の概要を若干ご説明いたしますと、災害公営住宅の構造につきましては、鉄筋コンクリート3階建てでございまして2棟でございます。2棟で50戸で、延床面積が約3,350平米となっております。附帯施設といたしましては、エレベーター、物置や共同花壇のほか集会所を1棟設置する計画でございます。

事業のスケジュールにつきましては、本議案の議決後、宮城県において建設業者の業者選定の手続を進めることとなります。その後、防災集団移転事業と一体的に発注しております。造成工事の進捗にもよりますが、ことしの7月には建築工事に移行し、27年度中の完成を目指して進めたいというふうに考えております。

次に、37ページにつきましては、伊里前の中学校上団地全体の土地利用計画図でございます。

次の38ページにつきましては、災害公営住宅部分の配置図でございます。当該敷地につきましては、約9,800平米ほどございます。青く着色しておりますのが集合型の災害公営住宅でございまして、北側のA棟につきましては23戸分、南側のB棟につきましては27戸分の合計で50戸となっております。伊里前の中学校上団地には、このほか10戸の木造戸建て住宅を計画してございますが、その部分につきましては、また改めて地元の工務店等で組織しております木造推進協議会のほうと譲渡契約を締結する予定となっております。

これら50戸の住戸タイプの内訳につきましては、左側の表にもございますが、2Kタイプが14戸、2DKタイプが18戸、3DKタイプが18戸となっております。

39ページには、A棟、B棟それぞれの立面図を参考までに添付いたしております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川幸子です。

この3階建てのエレベーターということなんですけれども、これから建設して入居になっていくわけなんですけれども、そうした場合、名足も同じことだと思うんですけれども、共益費などというものは、金額は今わかっている範囲でできていますでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 入居後の共益費の関係の事務については建設課が所掌することになりますが、今こちら建設する側としてどこまでを共益費扱いとするかのすみ分け、あるいは概算の費用も今検討しているところでございまして、今後入居予定者にそういった形の部分はお示しすることになろうかと思えます。

仮申し込みをする段階では、どれぐらいとなる部分が非常に見えないという部分もございまして、3,000円程度の共益費になるのではないかというふうなことでアナウンスはしております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。よろしいですか。はい。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

これは、公営住宅の建設の件のようなんですけれども、周辺を含めてここ百二、三十戸ですか。戸建ても含めての集落になるわけですよ。そうした場合に、こういうところにお店が欲しいと、歩いて行けるところにお店が欲しいという声があるんですけれども、商店用地等の確保はできないのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 一定規模の団地ということで、町側がどうしても店を営するということではございませんので、実はこの前段にまちづくり協議会等とここに出店を計画する事業者がいないとかそういった確認をさせていただきましたが、そういった業者はなかなか見当たらなかったということで、特段用地の確保という部分はしてございません。伊里前地区につきましては、現在の仮設商店街の付近に再生を果たしていくというふうな方

向性を商店街としては持っているようでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

また再び平屋の住宅についてお聞きしたいんですけれども、今回SMFタイプということで50戸のあれなんですけれども、いざできてここに何人ぐらい住む予定なのか、まず第1点お聞きしたいと思います。

あと、第2点目なんですけれども、37ページのこの利用計画図を見たんですけれども、今回のこの集合住宅の予定地に、ちなみに私タベ10戸分ぐらいのやつを切って何ぼぐらいできるかを張ってみようと思ったんですけれども、もうカーリングの試合が熱くなってしまうのでちょっとやりかねたので、大体全部平屋にするとしたらここに何戸ぐらい建つのかとか。そこでお聞きしたのは、以前に建てたようなこの平屋の住宅、軒割りなんですけれども、1戸当たり何坪とか何平米ぐらい必要だったのか。現在使われているところは幾らぐらいなのかということもお聞きしたいと思います。

それで、今回もう設計も終わって発注するばかりになって、まあ反対しているわけではないんですけれども、今後の団地造成における、私、平屋推進派の者としてはぜひお聞きしておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 何人ぐらい住むのかというのは、これから入居者を決定してから世帯の状況を調べてのお話となると思いますが、今回の議案の集合型50戸につきましては、いずれ1名ないし3名の間の世帯の方々が、入居が中心になろうというふうに見込んでございます。

それと、この中に、平屋という話をしましたが、戸建てという多分ニュアンスなのかなと思いますが、37ページをお聞き願いたいと思います。

37ページの集合住宅、真ん中にピンク色で着色しておりますその東側に、戸建て用地10戸分を配置してございます。これを単純に当てはめるとどれぐらい建つのかなという部分は、一定の戸数は出てくるのかなというふうに思いますが、どうしても災害公営住宅の団地そのものの全体を考えて、集会所であるとかそういった共有のスペース、コミュニティー広場でありますとかそういったのも集合タイプの敷地には設けてございますので、一概に何とも言えません。参考までにこの部分を照らし合わせればおおよその予測がつくのかなというふうに思います。若干、道路等も含めると、ぱっと見る限りでは9,800の敷地の中に、そうです

ね、20戸ぐらい分ぐらいしか最終的には配置できないのかなというふうに思われます。

あと、戸建ての住宅の面積なんですけど、戸建て住宅そのものは敷地面積として、今、名足あるいは入谷でやっているのを見ますと、180平米から200平米ほど面積を要しているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 大体この集合住宅には1名から3名ぐらい各のに入るということなんですけれども、本当に全部埋まればあれなんだろうけれども、何か私が思うには、以前の課長の答弁でもあったんですけども、間近になって余り埋まらないようなときは階をおろすというような話も聞いたんですけども、つくるときに。まあ、これはもう設計したんであれですけども、そういったことを考えるというか思うと、どうしてもこれから将来的にまだ、町長、以前の答弁ではすっかりもう間に合わないということなんですけれども、私はこの計画図を見て、普通の分譲して建てる方たちと集合住宅の方たちのコミュニケーションというか、地域づくりがうまくできるのかという懸念もあるものですから。

それで、先ほど、また変わりますけれども、大体平屋にすると20戸ぐらい建つというんですが、平屋にすると案外共有スペースも、駐車場の部分も要らないし、もうちょっと大き目にできると思うんですが、その辺やはり20ぐらいなんですか。

あと、最終的にお聞きしたいのは、将来的にどうしてもこういった集合住宅でやっていくというあれなのか。そこで、推進課長並びに、できて引き渡しを受けてから使っていく建設課長のほうの意見もお聞きしたいと思います。この集合住宅での管理と、あと平屋の軒割りの管理というか。管理自体は委託のところに任せるというんですけども、最終的な管理は町営住宅として町のほうだと思うので、これから10年、20年後の姿を考えた上でのこの集合住宅というものを私はもう懸念しているものですから、しつこいようですけどもまたお聞きしました。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 何点かございましたが、前段の部分は私のほうからご回答したいと思います。

階層を下げる、入居の空き戸数が出たときに下げていくというお話につきましては、それは最終段階の手段であるということで、この伊里前の住宅についてはそういうことは考えてございません。

伊里前の住宅も若干最終的には余裕は出てくるのかなというふうに思いますが、その時点、

完成する時点で、まだ志津川地区の集合住宅をすべて網羅できるという状況でもございませんで、どうしても早くという歌津地区以外の方々の入居もあるだろうということで、少しセーフティネットワークという部分で余裕を見込んで計画をしているということでございます。階層を下げた対応という部分は、最悪といいますか、最終的な段階でのある一案としてお話をしたという経緯でございます。

それと、コミュニケーションの部分につきましては、非常に危惧をしております。新しい年度につきましては、いずれこの団地に入る方々の顔ぶれが出そろいますので、その方々と実際に、完成する前に何度もお互いに顔をつき合わせられるような機会を設けるソフト的な事業を展開していきたいなというふうに考えております。

それと、もう少し戸数が入るのではないかと、共有部分が少なく済むのではないかとということでございますが、共有部分はある意味、集合タイプだからこそ狭まるというメリットでございますので、戸建てをやる場合、どうしても道路の問題とかそういった部分も出てきますと、かえって思ったほど入らないというのが、戸数が入っていかないというのが実情かと思っております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 集合住宅と戸建て住宅の管理の違いといいますか、というご質問でございますが、なかなか現在集合住宅、被災をして町内にないわけで、具体の比較というのはなかなか難しいとは思いますが。ただ、戸建ての場合はなかなか入居者の生活スタイルといいますか、それによってかなり劣化の度合いが違ってくるという一つの兆候がございます。今、昭和30年代に建てた住宅がありますけれども、既に入居が不可能なものから、ある程度現在も住み続けられるようなものまでさまざまでございます。一定の劣化の程度といいますか、かの均一性を図るには、どちらかというとなら集合住宅がそういう面では有利なのかなというふうには考えております。

それと、先ほど復興事業推進課長も申し上げたとおり、戸建てにしますとそこに行くための通路をまた敷地以外にそれぞれ設けなければならないということで、意外と土地を使うと。それと、庭がありますと、これもまたその個人の方のいろんな考え方にもよりますけれども、好き嫌いも当然あるんだとは思いますが、手入れの仕方も全く違ってくるということで、その住宅団地内の統一性がちょっとはかれないおそれがあります。庭木が好きな人もいれば嫌いな人もいますし、そういう中で一定のやはり統一感を持たせるには、集合住宅が有利かなというふうには考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 縁起でもないような話なんですけれども、階層を下げるというあれだったんですが、ちなみにそういう下げるあれでしたら、これからなんですけれども、両面待ちみたいな形で平屋の設計のうちに、頭の中に入れておいていただければと思います。

それで、建設課長のほうの答弁なんですけれども、30年代というか、その当時の、今も使っているんですけれども、大体軒割りのあれでなん平米ぐらいで2軒分使っているのか。

それで、道路とか何かなんですけれども、庭もそうなんです、そういった軒割りのあれにすると、兼駐車場みたいな形で、緊急の場合の車が通れないというのはなんなんですけれども、いろんなそういった使い方もできるので、比較的軒割りの平屋というのはできると思います。

あと、町並みの統一ということなんですけれども、それもやはり私はこの戸建ての脇に集合住宅という景観よりも平らな景観のほうが、私はいいと思います。

今後、新たな、次の団地のあれで少しでも見直せる可能性があるのかどうか、町長に伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 建坪のお話が出ましたので、昭和35年、6年当時、戸建ての住宅ですと大体10坪程度の広さでございます。わかりやすくいいますと、仮設の2LDKが9坪でございますので、余り差がないというふうにご理解いただければと思います。

それと、基本的に戸建ての部分について駐車場、そもそも車が当時持てない方が入るといふくらいの住宅でございましたので、駐車場等も今の戸建てには考慮されておられませんので、ただ繰り返しになりますが、当時の30年代の考え方は10坪程度でよろしいんですが、今はそれよりかなり広がっているはずだと思っておりますし、当然駐車場があれば駐車場の面積も必要だということで、今のその残っている住宅と比較するのはちょっと無理があるんじゃないかなとは思っています。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いよいよこれから大変広い志津川地区の東、中央、西というのがスタートしていきます。その中で、変更になる可能性があるというのは、戸数等が変更になっていくというのはあるというふうに思います。しかしながら、今ご指摘のような部分について見直しをするのかということになりますと、現時点として我々とすれば計画どおり推進をしていきたいというふうに思っております。

ただ、今野議員は戸建てにこだわりがあるというお話ですが、今回アンケートをとっておりまして、集合住宅、そちらのほうにお住みになりたいという方々も現実にたくさんいらっしゃるということですので、そこはひとつ今野議員の好みと、それから実際に被災した方々がお入りになりたいということのそのギャップというのはおのずとあるわけですので、その辺はひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第16号 財産の取得について

日程第15 議案第17号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第16号財産の取得について、日程第15、議案第17号財産の取得について。

お諮りいたします。以上本2案は関連がありますので、一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は一案ごとに行います。

職員をして本議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました、議案第16号及び議案第17号の2議案、財産の取得についてをご説明申し上げます。

本2案は、志津川中央地区津波復興拠点整備事業用地の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） それでは、私のほうから議案第16号、議案第17号志津川中央地区に係ります津波復興拠点整備事業用地の取得につきましてご説明をしたいと思います。

議案16号、17号の位置図、それから土地利用計画図につきましては、同じ資料となっておりますので、16号の参考資料により説明させていただきます。

初めに、参考資料の44ページをお開きいただきたいと思います。志津川中央地区の位置は、志津川地区の高台にあります志津川小学校の背後地の丘陵地で、現在、新井田館跡の文化財調査をされております一帯でございます。

次に、45ページをお開きください。志津川中央地区に係る全体計画についてご説明をしたいと思います。資料の左下の凡例部分をごらんになっていただきたいと思います。事業用地の全体的計画面積は約17.3ヘクタールでありまして、その土地利用は居住ゾーンが8ヘクタール、全体の46%になります。それから、公益的施設ゾーンが4.3ヘクタールと、全体の25%。そのほか集会所用地、それから公園、それから緑地、河川、道路などとなっております。

次に、取得する土地の筆数、地目などですが、46ページあるいは50ページをちょっとごらんになっていただきたいと思います。初めに、着色している部分についてご説明をいたします。青い部分が、事業区域でございます。それから、太い破線の部分が、これが字界となっております。大きくは、上の部分が新井田、それから下の分が今回関係する部分としては城場というふうなことでございます。取得する全体の土地所有者は大体64名109筆ということで、現況地目は山林、田、畑、そして宅地などです。そのうち議会の議決を有する取得案件につきましては全体で4件ほどございますが、今回先行して2件をご提案し、残りの2件は3月定例会以降ということで考えております。

今回、議決を有する土地の所有者は、和泉良彦氏と阿部秀生氏のお2方で、面積はお2方で約4万3,800平方メートルで、取得金額は3,814万円ほどであります。価格につきましては、不動産鑑定等を参考にしながら取得単価を決定しております。

説明は以上で終わらせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。ございませんか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第16号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第17号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成26年第2回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時26分 閉会